

令和7年度介護の仕事 in Miyazaki 魅力PR事業業務委託仕様書

1 委託業務の目的

少子高齢化が進展し、今後ますます増大する介護ニーズに対応していくため、県内の介護人材の確保が喫緊の課題となっている。

本業務は、海外において、宮崎県で介護職員として働くことの魅力をPRすることにより、宮崎県で働くことを希望する外国人材の拡大を目的とする。

2 委託業務について

(1) 概要

海外で介護を学んでいる学生等に対し、県内介護事業者と連携し、宮崎県で介護職員として働くことの魅力等をPRする。なお、事業の企画、広報周知及び運営等、事業実施に係る一切の業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

なお、PR事業を実施する対象国については、インドネシアを原則とし、宮崎県と協議の上、決定する。

(2) 業務内容

①事業の周知及び連携する介護事業者の募集

(ア) 事業周知は、メール、チラシの頒布及びその他の有効と考えられる方法により行うこと。

(イ) 介護事業者は県内に事業所を持つ介護保険指定事業者のうち、特定技能外国人の受入対象となっている介護サービスを行う事業者とする(上限5事業者。上限を超える応募があった場合は、県と協議を行うこと)。

介護事業者のデータは、本事業のみでの活用を前提に、県が提供する。

(ウ) 連携する介護事業者が決まり次第、随時県に報告すること。

(エ) 介護事業者を募集する際、県が実施する「介護の仕事 in Miyazaki 魅力PR事業」にて交付する補助金の活用が可能である旨を周知すること。

②宮崎で介護職員として働くことの魅力PR

以下の内容を基本とし、県と協議の上で内容を決定する。

(ア) 海外の送り出し機関及び短期大学等に掲示するポスターの作成・送付(翻訳含む)を行う。

(イ) 連携介護事業者を紹介する資料の作成(翻訳含む)を行う。作成に当たっては、介護事業者に聞き取り等を行い、介護事業所の所在地、外国人介護人材受入環境の整備状況、福利厚生その他介護事業所の魅力等を記載すること。

(ウ) 宮崎県の観光と介護現場のPR動画(4分程度)の作成(翻訳含む)を行う。PR動画には、以下の内容を盛り込み、宮崎において介護職員として働くことのイメージがつかめる内容とすること。

- ・宮崎での生活にかかる費用
- ・仕事内容(介護現場における1日の流れ)
- ・その他、宮崎で介護職員として働くことの魅力

また、作成したPR動画については、SNS等を用いて広く発信すること。

(エ) 海外の送り出し機関及び短期大学等においてPRを実施する。連携する介護事業所とともに送り出し機関及び短期大学等を訪問し、(イ)及び(ウ)を用いて、魅力発信を行う。その際、現地学生により詳細な情報が伝わるよう、現地学生等との意見交換の時間を設けるなど工夫すること。

③宮崎県職員及び介護事業者の渡航時における当日通訳の配置等
通訳の配置（1名）及び当日のアテンドを行うこと。

3 業務報告及び成果品

(1) 業務完了報告書

受託者は、委託業務を完了したときは、委託期間中に実施した全ての業務について、遅滞なく、以下の内容を掲載した業務完了報告書を作成し、宮崎県に提出すること。

- ・業務の実施状況、成果
- ・得られた知見

(2) 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該目的物（紙媒体1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚）を宮崎県に引き渡すこと。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 その他

- (1) 2 (2) 業務内容に記載の各業務について、スケジュール等を宮崎県と協議の上、事業を実施すること。
- (2) 2 (2) 業務内容②記載の業務の実施において必要がある場合は、情報資産を外部へ持ち出すことができる。当該業務以外で情報資産を外部へ持ち出す場合は、業務委託契約書第15条の規定に基づき、県の許可を得ること。
- (3) 宮崎県が事業実施状況の報告を求めた場合は、適宜対応すること。
- (4) 本業務については、宮崎県が実施する「特定技能外国人マッチング支援事業」の委託業者と連携する必要があり、業者決定後に双方の受託者へ通知する。
- (5) 本事業のスケジュールは下記のとおりを予定している。
 - ・令和7年4～6月 事業の周知及び連携する介護事業者の募集
 - ・令和7年7～8月 海外現地における宮崎で介護職員として働くことのPRの実施
- (6) 本事業の実施に係る会計関係書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。また、事業完了後を含め、県が行う監査や国の会計検査等の対象となった場合には検査に協力すること。
- (7) 委託業務の遂行に関し、業務責任者を定めることとし、業務遂行体制を明らかにすること。
- (8) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議を行うこと。

以上